

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護・機能訓練 を要する者等について、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう指定通所リハビリテーションサービスを提供し、もって保健医療の向上と増進を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

- ① 利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要な通所リハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持、回復を図る。
- ② 利用者の要介護状態の軽減・悪化の予防のため、目標を設定して計画的に行なう。
- ③ 居宅支援事業者や他の保険・医療・福祉施設、関係市町村との連携をはかり、総合的なサービスの提供に努める。

## 第2章 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 船橋二和病院
- ② 所在地 船橋市二和東5-1-1

## 第3章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務の内容
管理者(医師)	1名	診療・計画への指導
理学療法士 作業療法士	1名以上	機能訓練等
介護職員	2名以上	生活援助

## 第3章 営業日及び営業時間

### (指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第4条 指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日(祝日含む)  
ただし、土・日曜日・5月1日・12月29日～1月3日は除く
- ② 営業時間 午前8時30分から午後4時40分
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分  
1単位目 9:30～11:00 2単位目 11:15～12:15 3単位目 14:00～15:30

## 第4章 利用定員

第5条 事業所の設備の概要と利用定員はつぎのとおりとする。

- ① 1単位目 25名 2単位目 15名 3単位目 25名
- ② 機能訓練室 128.2m<sup>2</sup>
- ③ 送迎車 2台以上

## 第5章 内容及び利用料その他の費用の額

### (サービスの内容)

第6条 提供するサービス内容は次のとおりとする。

- ① 送迎サービス
- ② 機能訓練(日常生活訓練)
- ③ 生活相談

### (利用料その他の費用)

第7条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の額とする。

## (通常の事業の実施地域)

## 第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

船橋市	二和東、二和西、三咲、南三咲、咲が丘、八木ヶ谷 高野台、大穴北、大穴南、みやぎ台、金杉、金杉台、松が丘、丸山
鎌ヶ谷市 白井市	鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷、東鎌ヶ谷、東初富、東道野辺 富士

## 第7章 サービス利用にあたっての留意事項

## (送迎時間の連絡)

## 第9条 送迎時間の連絡方法は、サービス開始前に、あらかじめご利用者との話し合いにより決めさせていただきます。

## (利用時の留意事項)

## 第10条 利用時は体調確認を確認してから参加するようお願いいたします。体調不良の場合の対応は、在所中の体調不良等が見られた場合は、必要に応じ処置等を講じるとともに、ご家族等に連絡しサービスを中止・変更することがあります。また、疾病等の事情により長期間ご利用がない場合も、サービスを中止することがあります。

## (非常災害対策)

## 第11条 非常災害に関する具体的な計画を立て、従業員、利用者ならびに家族等に周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

- ① 防火時の対応 自衛消防組織による通報・利用者の避難誘導・初期消火に努めます。
- ② 防災設備 消防法規定に従い避難誘導設備・消火設備・排煙設備等を備えております。
- ③ 防災訓練 避難誘導・消火訓練を実施し職員の防災意識の高揚に努めております。
- ④ 防火管理者 加藤 伸次
- ⑤ 防火責任者 乗替 万希子

## (衛生管理等)

## 第12条 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- ① 必要に応じて南浜診療所又は、保健所の助言、指導を求め、連携を図ります。
  - ② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね
  - ④ 6月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## (業務継続計画の策定)

## 第13条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを思内、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## (身体拘束)

## 第14条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行

## (虐待防止に関する事項)

## 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 管理者 乗替 万希子
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知
- ③ 徹底を図ります
- ④ 虐待防止のための指針の整備をします。
- ⑤ 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を言に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## (その他)

## 第16条 その他の運営に関する重要事項

別紙「契約書」「重要事項説明書」等に定めるとおり誠実に行うこととする。

附則 この規程は、2009年11月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2012年4月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2012年7月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2015年8月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2017年7月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2021年10月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2022年2月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2024年6月1日から一部を改訂する。

附則 この規程は、2026年1月16日から一部を改訂する。